大阪版認定農業者支援事業の運用について

第１　趣旨

　大阪版認定農業者支援事業の実施について、大阪版認定農業者支援事業実施要領（以下「要領」という。）第１１の「農政室長が別に定める必要事項」は、この運用にて定める。

第２　対象事業の内容

１　対象地域の範囲

（１）要領第５で定める「基本構想に準ずる計画等」とは、市町村における担い手の育成や地産地消の推進に関して具体的な方針や目標が示されているものをいう。

（２）市街化区域内にあっては、「今後、相当長期にわたり営農を継続することが確実と見込まれる地区」（要領第５）である生産緑地（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3に基づく生産緑地）とする。

２　補助の対象としない事業

（１）既存の施設或いは機械の単なる買い換えは補助の対象としない。ただし、機能の増強については、事業主体やその構成員の作成する「農業経営計画」、大阪版認定農業者の割合や認定計画、現状施設の整備状況等から見て妥当な規模であると認められる場合に限り、補助対象とすることができる。

（２）単価が５万円以下の汎用性が高い備品や消耗品については、補助の対象としない。ただし、施設や機械の部材など、本体事業と不可分かつ一体的に整備する必要があると認められる場合には、補助対象とすることができる。

（３）事業に係る用地の取得又は賃借に要する費用及び補償費は補助の対象としない。

（４）中古で整備する設備等は補助の対象としない。

（５）ビニールハウスは原則として補助の対象としない。但し、大阪府地域貢献型農業者等支援事業で実施し、かつ事業費が概ね100万円未満の事業のみ補助の対象とする。

（６）消費税の仕入課税控除を受ける事業主体については、本事業にかかる消費税を補助の対象としない。

（７）前項までに掲げるもののほか、本事業の内容については華美なもの、事業計画上不必要な機能を避け、必要最小限にすること。

３　事業実施主体等

（１）要領第４における農業法人とは、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する法人をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の８第１項に規定する事業を行う法人をいう。）その他農畜産物の生産、加工、販売等を営む法人とする。

（２）任意の農家団体にあっては、定款あるいは規約等を作成し、代表者、責任の所在、団体の目的を記載すること。

（３）複数の市町村をその区域とする農業協同組合が事業実施主体となる場合、管内の市町村のうち、ひとつの市町村が代表して事業計画を策定し、必要に応じて関係市と協議を行うものとする。

４　実施設計書

（１）事業主体に実施設計書を作成する能力がない場合は、設計事務所等に委託して作成できるものとする。

（２）製造請負工事に係る実施設計書については、事業主体における理事会の議決等所要の手続きを行った上で、原則として指名競争あるいは指名競争に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により施工業者を選定して、または、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計を提出させ、これを調整して作成するものとする。

（３）工事費の積算については、市町村で使用されている単価及び歩掛りを基準として、それぞれの事業の目的及び現地の実情に即して適正な現地実効価格で積算すること。

（４）機械器具費については、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

（５）実施設計費は、設計に必要な調査費及び設計費とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とする。

（６）農業用機械等が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、トラクター、コンバイン又は田植機を整備する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface （複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下、「API」という。）を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を４月時点に整備している、または年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

第３　採択要件

１　採択基準

（１）実施基準別表で定める大阪府地域貢献型農業者等支援事業の取組農家の要件について、受益農家に大阪府認定経営強化型農業者がいる場合は、地域貢献型農業者等に含めてカウントできることとする。

（２）要領別表の採択基準欄の大阪版地域貢献型農業者等支援事業の２）に掲げる「施設・機械の利用者(受益農家)」の割合は、「事業主体構成員のうち施設・機械の利用者（受益者）／事業主体構成員」により算出する。

（３）事業計画の申請時に、要領別表の採択基準欄に掲げる取組農家に係る採択基準を満たしていないが、交付決定までに基準を満たすことが確認できる場合、計画認定できるものとする。

（４）優先枠の対象品目及び対象技術は下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象品目 | 水なす、若ごぼう、ぶどう  大阪なす、しゅんぎく、トマト、いちご、えだまめ、キャベツ、たまねぎ、さといも、ブロッコリー、カリフラワー、なにわの伝統野菜、いちじく、切花・切り枝花木、花壇用苗物(鉢物) |
| 対象技術 | ア　CO2施用装置導入による高品質化  イ　自動環境制御機器導入による安定生産  ウ　収穫機導入による省力化  エ　非破壊検査機器導入による品質向上  オ　ロボットスーツ等による作業労力軽減  カ　その他革新的農業技術 |

（５）　要望合計額が予算額を上回る場合は、事業主体の本事業における過去の目標達成状況及び過去５年の活用状況、施策目標達成に向けたモデル性の高さ等から総合的に勘案する。

２　共同利用要件

（１）要領実施基準における「共同事業」とは、「農業用資材等の共同購入」「基幹作業等の共同作業」「農作物等の共同出荷」のうちいずれか一つを実施することをいう。

（２）施設等の管理運営規定に「共同利用」「共同所有」「目的外使用の禁止」を明記すること。

　　　ただし、優先枠対象事業にあっては、「共同利用」を「共同管理」に代えることができる。

　　　なお、優先枠対象事業で導入する施設等のうち共同利用しないものにおける「共同所有」及び「共同管理」については以下のとおりとする。

　　ア　共同所有

　　　　補助対象施設・機械は事業主体の所有とし、受益農家は事業主体から補助対象施設・機械を借りて使用するものとする。

　　イ　共同管理

保守点検費用は事業主体の負担とし、燃料費等は事業主体又は受益者の負担とする。

（３）事業の実施にあたっては、補助金の収受、業者への支払、運営資金を明確にするため、事業主体名義の通帳を作成し、会計経理を明確にしておくこと。

３　規模決定根拠

（１）事業により導入しようとする機械が「大阪府特定高性能機械導入計画書」に記載がある機械である場合は、同計画書に定められた基準面積を超えていることをもって規模決定根拠とする。

ただし、ほ場が狭小、不整形あるいは分散している、又は営農実態として作業日数あるいは他の作業との兼ね合いから１日あたり作業時間が短い等の理由により、作業可能面積が同計画書に定める下限面積未満となる場合は、別途作業可能面積を算定し、規模決定根拠とする。

４　その他必要な書類

（１）加工機器を整備する場合は、材料の仕入れ及び製品の販売計画を作成し、事業計画書に添付すること。

５　留意事項

（１）当該補助金に係る消費税仕入課税控除額が明らかな場合には、これを補助金額から減額し、申請書類等の備考欄に除税額として記載すること。

（２）事業の実施に当り、土地改良法に基づく施行認可、建築基準法に基づく確認または農地法に基づく転用の許可等を得ておくこと。また事業主体は交付申請時に、市町村を通じて農と緑の総合事務所長にそれを確認できる書類を提出すること。

（３）概算設計書及び参考見積書を徴する際には発行日を明記すること。

（４）収支計画の作成において、市町村或いは上位団体等から補助金等の収入がある場合には、それを確認できる書類（予算書、総会議事録等）を添付すること。

第４　本事業により整備した施設の管理運営等

１　関係書類の整備及び保管

（１）汎用性の高い機械等については、管理台帳を付け、目的外使用を行わないようにすること。

（２）財産台帳並びに備品台帳を作成し、所在等を確認できるようにすること。

（３）事業主体は、事業申請にかかる書類等について、施設及び機械の財産処分制限期間（交付要綱別表２参照）が経過するまで保管すること。

２　施設の登記

（１）当該事業で取得した施設については、登記を行うこと。

（２）事業実施主体が農業法人である場合は法人名、任意団体である場合は代表者の名前で登記すること。

３　増改築等

（１）補助事業によって取得し、又は効用の増加した施設の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替えを財産処分制限期間中にしようとするときは、事業主体の長は、市町村長あてに、届け出すること。ただし、設置目的の達成のための増改築等に限る。

（２）前項の届出を受けた市町村長は農と緑の総合事務所長に、必要性を検討の上、届け出るものとする。

（３）事業目的外の増改築等については、補助金返還もありうるため、事業実施主体及び市町村長は府と必ず事前に調整すること。

（４）増改築等にかかる経費については自己負担で行うこと。

４　譲渡

（１）補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を、財産処分制限期間中に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、事業主体の長は、その旨を市町村長に申請して、その指示を受けること。

（２）前項の申請を受けた市町村長は、農と緑の総合事務所長と協議し、指示を受けること。

５　災害

（１）補助事業によって取得し、又は効用の増加した施設が天災その他の災害を受けたときは、事業主体の長は、速やかにその旨を市町村長に届け出るものとする。

（２）市町村長は前項の報告に基づき、施設等の所在、事業種目、滅失または毀損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額及び事業主体において講じた暫定措置並びに防災、復旧措置について調査確認するとともに、調査意見及び被災写真等を付して、農と緑の総合事務所長に報告するものとする。

附則

　この運用は平成２０年８月１日から施行する。

附則

　この運用は平成２８年５月１７日から施行する。

附則

　この運用は平成２９年４月３日から施行する。

附則

　この運用は、平成３０年４月１２日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附則

　この運用は、令和元年５月２１日から施行し、令和元年５月１日から適用する。

附則

　この運用は令和３年１月７日から施行する。

附則

　この運用は令和４年３月３０日から施行する。